

よくある質問（追加）

Q5 年末調整確認一覧について、保険料申告で登録した内容が表示されない。

A5 初期設定では保険料等の控除の列が非表示になっています。列を再表示して御活用ください。

Q6 令和7年分からは簡易な扶養控除等（異動）申告書を使用できるか。

A6 令和7年についても扶養親族等（自己該当も含む）の申告がある者については県費事務担当への提出を想定しています。よって、内容に異動がない場合でも記載して申告するようにしてください。

（11月6日追加）

Q7 年末調整一覧の住宅所得控除関係の控除区分がコードで表記されるため、対応表を掲載してほしい。

A7 下表のとおりです。

コード	控除区分
00	対象外
01	一般の住宅借入金特別控除
02	認定長期優良住宅の新築等
03	特定増改築等（バリアフリー等）
04	震災被災者の家屋の再取得等
11	一般(01)＋特定
12	認定長期優良(02)＋特定
13	特定増改築(03)＋特定
14	震災被災者再取得(04)＋特定
15	一般(01)＋特別特定
16	認定長期優良(02)＋特別特定
17	特定増改築(03)＋特別特定
18	震災被災者再取得(04)＋特別特定
31	一般(01)＋特例特別特例
32	認定長期優良(02)＋特例特別特例
34	震災被災者再取得(04)＋特例特別特例
41	一般(01)＋特例居住用家屋
42	認定長期優良(02)＋特例認定住宅等
44	震災被災者再取得(04)＋特例居住者用家屋

よくある入力漏れ・入力誤り

- 1 各種データは登録しているものの、基本情報の「年末調整区分」を「年末調整処理を行わない」のままになっている（事務処理要領 P22 (2)①）。

⇒「年末調整処理を行う」にしないと年末調整は行われません。

- 2 所得金額調整控除申告の「家族番号」の入力誤りによって、要確認となっている（事務処理要領 P25 (5)②ア）。

⇒「家族番号」は入力不要です。

- 3 給与所得しかないにもかかわらず、「本人の合計所得金額区分」で「埼玉県からの給与所得のみ」以外を選択している（事務処理要領 P23 (3)⑤）。

⇒**前職があっても**、給与所得しかない場合は「埼玉県からの給与所得のみ」を選択します（前職の給与所得は前歴情報で入力します（事務処理要領 P30））。

※「埼玉県からの給与所得のみ」以外を選択する場合は、不動産所得、配当所得等給与以外の所得がある場合に限ります。

※令和 6 年中に異なる職員番号（K から始まる職員番号から数字職番へ変更など）で埼玉県から給与等の支給を受けた職員がいる場合は県費事務担当へ御連絡ください。

- 4 扶養控除申告の入力漏れや扶養親族情報との登録内容が相違している（事務処理要領 p23 (4)及び P31）。

⇒扶養控除申告の人数や区分は扶養親族情報と一致している必要があります。

提出された扶養控除等（異動）申告書に基づき、既に登録されている扶養親族情報に変更がある場合は修正してください。

※配偶者は扶養親族の人数には含めません。

- 5 「配偶者の合計所得金額」の入力によって、配偶者（特別）控除・源泉控除対象配偶者の区分が変更になるが、扶養親族情報の「続柄」・「源泉控除対象配偶者区分」の修正が漏れている（事務処理要領 P24 (4)②及び P31・P33）。

⇒配偶者の合計所得金額によって、配偶者（特別）控除・源泉控除対象配偶者の区分が変更となる場合は、既に登録されている扶養親族情報の修正が必

要となります。

※配偶者（特別）控除・源泉控除対象配偶者いずれにも該当しなくなった場合は、扶養親族情報から削除してください。

○扶養親族情報の「続柄」

配偶者控除の場合⇒「夫」または「妻」

配偶者特別控除の場合⇒「配偶者特別」

○扶養親族情報の「源泉控除対象配偶者区分」

「配偶者の合計所得金額」に応じて、「対象外」、「源泉控除対象配偶者（48万円以下）」、「源泉控除対象配偶者（48万円超 95万円以下）」、「同一生計配偶者（本人所得 900万円超、定額減税）」のいずれかに修正。

参考（事務処理要領 P34）

		職員本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超
配偶者の 合計所得金額	48万円以下	源泉控除対象配偶者	—	—	—
		配偶者控除	配偶者控除	配偶者控除	—
	48万円超 95万円以下	源泉控除対象配偶者	—	—	—
		配偶者特別控除	配偶者特別控除	配偶者特別控除	—
	95万円超 133万円以下	—	—	—	—
		配偶者特別控除	配偶者特別控除	配偶者特別控除	—
	133万円超	—	—	—	—
		—	—	—	—